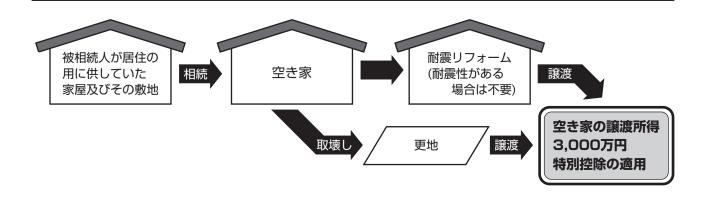
## ワンポイントアドバイス!

## 「空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除」

空き家の発生を抑制するための特例措置があるのはご存知ですか? 所得税の節税につながる可能性があるので是非ご確認ください。

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。)又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を控除できる特例です。



具体例 相続した家屋を取り壊して、取壊し後の土地を5,000万円で譲渡した場合 条件 ①譲渡価額5,000万円 ②除却費200万円 ③取得価額不明

・被相続人が20年間所有

・昭和55年建築

○本特例を適用する場合の所得税・住民税:310万円

(5,000万円-5,000万円×5%-200万円-**3,000万円**)×20%=310万円 ① ③所得価額が不明の為①の5% ② 特別控除

○本特例がない場合の所得税・住民税:910万円

(5,000万円-5,000万円×5%-200万円)×20%=910万円



1月の花 満作(まんさく) 花言葉 『霊感』「ひらめき」「直感」

## ※ 適用要件があるので確認する必要があります。

- ・平成28年4月1日~平成31年12月31日までの間の譲渡
- ・譲渡価額が1億円を超えないこと
- ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの

など。

詳細は当社までご相談ください。